

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
すけとうだら固定式刺し網漁業	日海共第30号共同漁業権漁場区域 日海共第42号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	6隻	10トン未満	日高振興局管内に住所を有する者	令和6年2月1日から同年3月1日まで	(10)	<p>1. 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 (2) すけとうだら以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3) しろさけ及び次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅9.5センチメートル未満べにずわいがにの雄がに ウ べにずわいがにの雌がに (4) 7月11日から9月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (5) 使用する刺し網の網目の結節から結節までの長さは42ミリメートル以上56.5ミリメートル以下でなければならない。 (6) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (7) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
同上	日海共第32号共同漁業権漁場区域 日海共第42号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	8隻	同上	同上		(11)	
同上	日海共第32号共同漁業権漁場区域 日海共第42号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	2隻	同上	同上		(12)	
	道南東部海域	毎年、12月1日から翌年3月31日まで						
同上	日海共第34号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	8隻	5トン未満	同上		(13)	
同上	日海共第42号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	79隻	10トン未満	同上		(14)	
同上	日海共第42号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	5隻	10トン以上20トン未満 ただし、平成14年度適正化船に該当して総トン数が増加した船舶による現に有効なこの漁業許可を有する者は、同一船舶を使用する場合に限り、30トン未満。	同上		(15)	
同上	日海共第42号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	16隻	10トン未満	同上		(16)	
	道南東部海域	毎年、12月1日から翌年3月31日まで						
同上	日海共第42号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	3隻	10トン以上20トン未満	同上	(17)		
	道南東部海域	毎年、12月1日から翌年3月31日まで						

別記 操業区域の表示

(1) 噴火湾海域

函館市恵山岬と苫小牧市樽前山頂上を結ぶ線以西の海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。

(2) 道南西部海域 1区

恵山岬と尻屋崎を結ぶ線以东、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以西の海域のうち噴火湾海域を除く海域。

ただし、共同漁業権漁場区域及び次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除く。

ア 国土地理院三角点苫小牧から258度30分、1,500メートルの点

イ アの点から175度00分、5,000メートルの点

ウ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分、5,000メートルの点

エ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分、2,700メートルの点

オ 国土地理院三角点上都台から264度39分、1,325メートルの点

(3) 道南西部海域 2区

松前郡と上磯郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から150度45分の線以东、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線と交点のから206度55分の線以西、恵山岬と尻屋崎を結ぶ線以北の海域。

ただし、共同漁業権漁場区域を除く。

(4) 道南東部海域

沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以东、幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の海域。

ただし、共同漁業権漁場区域を除く。

(6) 苫小牧港港湾区域海域

次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域のうち、苫小牧港管理組合が同意した区域

ア 国土地理院三角点 苫小牧から258度30分、1,500メートルの点

イ アの点から175度00分、5,000メートルの点

ウ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分、5,000メートルの点

エ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分、2,700メートルの点

オ 国土地理院三角点上都台から264度39分、1,325メートルの点